業務実績評価シートの評価の視点等新旧対照表

中期目標	中期計画	2 2 年 度 計 画	2 2 年度業務実績
5 社会福祉振興助成事業 平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業 (以下「助成事業」という。)については、国から の補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した 生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安 心して成長できるよう支援すること等を目的とし て、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ 細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、 以下の点に特に留意してその適正な実施に努めるこ と。	平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業 (以下「助成事業」という。)については、国から の補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した 生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安 心して成長できるよう支援すること等を目的とし て、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ 細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、	5 社会福祉振興助成事業 平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業 (以下「助成事業」という。)については、国から の補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した 生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安 心して成長できるよう支援すること等を目的とし て、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ 細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、 以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。	
(1)助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。	対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政 策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行 うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協	(1)助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定する。 なお、新しい助成制度の初年度であることにかんがみ、利用者の手続きに混乱を招くことがないよう、助成対象事業や重点的に助成する分野をはじめ、助成制度の変更に伴う留意事項などを募集要領等に明記し、公表する。	
(2)助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。 また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。	者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。	(2)助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」)において、平成21事業年度の事業評価の成果等を踏まえ、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。 また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。	
	(3)全助成件数の80%以上が特定非営利活動法 人、非営利の任意団体が行う事業とする。	(3) 自助支援・生活支援等の地域に密着した活動に対して助成する観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。	

中期目標	中期計画	2 2 年 度 計 画	2 2 年度業務実績
(3) 助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。	(4)助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。	(4)各種提出書類の様式の見直し及び申請書類の提出の電子化などを促進し、助成先団体等の事務負担の軽減を図る。	
	(5)助成金の申請の受理から助成決定までの平均処 理期間を30日以内とする。	(5) 平成22事業年度分の「助成金交付申請書」の 受理から助成決定までの平均処理期間を30日以 内とする。	
(4)助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。	率的かつ効果的な評価を行う。	(6)事後評価の効率的かつ効果的な運用を図るため、 審査・評価委員会において、平成22事業年度に おける評価すべき重点事項を定めた事後評価方針 を策定し、当該方針に基づき、事後評価を実施す る。 なお、助成先団体へのヒアリングを通して行う 評価については、より効率的かつ効果的に実施す るものとし、その成果を踏まえ、助成先団体にお いて助成終了後も継続される事業等への有効な助 言を行う。	
		(7)事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、 活動団体にとって、利用しやすい助成制度とする ため、平成23事業年度分の助成事業の選定方針 等に反映するなど、継続的な改善に活用する。	
		(8)助成事業の事後評価や助成終了後1年経過後に 行うフォローアップ調査に加え、さらにおおむね 3年経過後にもフォローアップ調査を実施し、活 動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、 その成果を翌事業年度以降の選定方針の策定等に 活かす。	
(5)助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。		(9)助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、団体の事業実施に対して的確な相談・助言等に努める。また、そのために必要な職員の専門性の向上に努める。 ① 今日的な課題を把握し、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、助成先団体等との意見交換等を計画的に実施す	

中期目標	中期計画	2 2 年 度 計 画	22年度業務実績
		る。 ② NPO等の地域の民間福祉活動に対しては、 事業計画段階から、助成年度中、事業完了後に おいても的確な相談、助言等が可能な専門スタ ッフの育成やその体制づくりを図る。 ③ 専門家や現場とのネットワークづくりによっ て、現場の活性化や専門スタッフの育成を図る。	
	(8)助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。	(10)助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。	
	(9)助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。	(11)助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度が70%以上の回答を得る。	
(6)事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業 等の周知とその効果的な普及を推進すること。	(10)事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催するなど効果的な普及を行う。	(12)事後評価結果等を踏まえ、平成22事業年度において、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページなどで公表し、広く周知する。	
		(13)優れた助成事業の周知及び効果的な普及を図る ため、平成22事業年度において、事業報告会や 助成事業説明会を計3回以上開催する。	

	自己評定				評価項	自日〇	評	定	
評価の視点等(現行)		位の	視	点	手(案)				
[数値目標] ○ 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されること。	[数値目標]								
○ <u>地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業について、優先的な採択を行うことにより、</u> 特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が <u>独創的・先駆的事業等であること。</u>	〇 特別な場合 <u>人、非営利の</u>	を除き、全助原 任意団体が行う			上が <u>特定非営</u>	営利活動法			
○ 助成交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以 内とする。	○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以 内とする。								
○ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。									
○ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。	〇 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を確保する。								
	○ 助成事業が 足していると	対象とした利用 の回答を得る。		<u>ち、70</u>	%以上の利用	目者から満			
〇 助成事業説明会や報告会並びに相談会を中期目標期間内に15回 以上開催する。	〇 助成事業報 開催する。	告会や助成事業	美説明会 ?	を中期目	標期間内に1	15回以上			
[評価の視点]○ 毎年度、外部有識者からなる審査・評価委員会において、前年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、助成方針を定め、募集要領等に明記しているか。	[評価の視点]○ 毎年度、政め、重点的に明記し、公表	助成する分野を							
〇 毎年度、政策課題や多様化する国民ニーズに即した重点助成分野 が設定されているか。									
○ 基金で幅広く助成配分する観点から、重点助成分野の見直しを行 う等、助成事業の固定化回避に努めているか。	〇 選定方針の 力等の観点や か。	策定に当たって 事業内容の特性							

評価の視点等(現行)	
 [評価の視点] ○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。 ○ 地域の実情に即したきめ細かな事業の推薦に均一性を確保するため、毎年、事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行っているか。 	[評価の視点]○ 毎年度、審査・評価委員会において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行っているか。
○ 地域における独創的・先駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業については、助成終了後も事業を継続している助成団体割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。(助成事業実施の翌々年度に測定)	
○ 総助成件数に占める特定非営利活動法人等が実施する独創的・先 駆的事業及び地域の実情に即したきめ細かな事業への助成件数の割 合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。	○ 全助成件数に占める特定非営利活動法人、非営利の任意団体が実施する助成件数の割合が、特別な場合を除き中期計画の数値を達成しているか。
○ 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子 化などを行っているか。	○ 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子 化などを行っているか。
○ 助成金交付申請書受理日から交付決定日までの平均処理期間につ いて、中期計画を達成しているか。	○ 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。
○ 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討 し、計画的に導入しているか。	
○ 長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げて いるか。	
○ 毎年度、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方 針に基づき事後評価を実施しているか。	○ 毎年度、審査・評価委員会において、事後評価方針を定め、当方 針に基づき効率的かつ効果的な事後評価を実施しているか。
○ 事後評価の結果を速やかに公表するとともに、その結果が、募集 要領、選定方針等の基金助成制度の継続的な改善に活用されている か。	○ 事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映しているか。
〇 専門性の高い職員を育成し、助成団体の事業実施に対し的確な助 言ができているか。	○ 職員の専門性の向上に努めるとともに、助成事業の成果が、助成 先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言が できているか。
○ 事後評価後における活動団体の状況についても、継続的に把握しているか。	

評価の視点等(現行)	評価の視点等(案)	
[評価の視点]○ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答が得られているか。	 [評価の視点] ○ 助成先団体のうち、80%以上の団体から、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答が得られているか。 ○ 助成事業が対象とした利用者のうち、70%以上の利用者から満足しているとの回答が得られているか。 	
 ○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表し、広く周知を行っているか。 ○ 他の助成団体等との情報の共有化等を行っているか。 ○ 事業効果の高い優れた事業について、効果的な普及を行うため、助成事業説明会や報告会並びに相談会について、中期計画に示されたとおり実施しているか。 	○ 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会について、中期計画を達成しているか。	
○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、 その結果に基づき、見直しを図っているか。	○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、 その結果に基づき、見直しを図っているか。	